

## ■ 用途別方針（施設類型別方針）に係る参考事例

※「上尾市公共施設等総合管理計画（H27.3）」より抜粋

# 第4章 施設類型別マネジメント基本方針

## 1. 施設類型

個別施設のマネジメント方針は、前章の「公共施設マネジメントの方針」に沿って施設類型ごとに定めます。また、各施設類型においては、個別施設を使用形態または形状別（「用途」）に分けて整理します。

さらに、公共建築物のあり方の検討は、「建物」と「機能（サービス）」の二つの側面を分けて考えることが有効であるため、本章ではこの両面について整理していきます。

区分	施設類型	類型の説明	用途
公共建築物	(1) 行政施設	市の行政事務を行うための公用の機能または建物で、主に庁舎等の事務所系の施設類型	庁舎、支所・出張所、消費者相談施設、消防署・分署
	(2) 文化・社会教育施設	公共の用に供するための機能または建物で、主に文化活動や社会教育を目的とした施設類型	集会場、図書館、公民館・集会所、倉庫、展示場
	(3) スポーツ・レクリエーション施設	公共の用に供するための機能または建物で、主にスポーツや余暇に利用される施設類型	健康増進施設、体育施設
	(4) 保健・福祉施設	公共の用に供するための機能または建物で、主に保健や福祉を目的とした施設類型	福祉拠点施設、障害福祉施設、老人福祉施設、高齢者支援施設、保健センター、診療所
	(5) 児童施設	公共の用に供するための機能または建物で、主に児童や青少年の育成等を目的とした施設類型	児童発達支援施設、学童保育所、青少年育成施設、児童館
	(6) 保育施設	公共の用に供するための機能または建物で、主に乳幼児及びその家族に利用される施設類型	保育所、子育て支援施設
	(7) 学校教育施設	公共の用に供するための機能または建物で、主に学校教育を目的とした施設類型	小学校、中学校、幼稚園、給食調理場、その他教育施設
	(8) 公共交通施設	公共の用に供するための機能または建物で、公共交通を補完する施設類型	駅関連施設、自転車駐車場
	(9) その他の施設	上記類型には含まれない単独の機能または建物の施設類型	公営住宅、医療関連施設、市民活動支援施設、防犯連絡所、ごみ処理施設、斎場、就労支援施設、地域振興施設
都市基盤施設	(1) 道路・橋りょう	道路、橋りょう及びその附属物を対象とする施設類型	道路、橋りょう、道路附属物
	(2) 公園	公園及び園内に設置される建物等の公園施設を対象とする施設類型	公園、公園施設
	(3) 河川	河川及び調整池等の河川管理施設を対象とする施設類型	河川、河川管理施設
	(4) 上水道	上水道の配水管や浄水場、ポンプ場等の水道施設を対象とする施設類型	庁舎、水道施設
	(5) 下水道	下水道の管渠やポンプ場等の下水道施設を対象とする施設類型	管路施設、ポンプ施設、都市下水路

図表 4-1 公共施設等の類型

## 2. 公共建築物

### (1) 行政施設

#### 1) 類型別施設概要

用途	個別施設		設置根拠等
	機能名称（サービス）	所在名称（建物）	
庁舎	上尾市役所本庁舎	機能名称（サービス）と同じ	地方自治法、上尾市役所の位置に関する条例 上尾市庁舎管理規則
	上尾市役所庁舎文書倉庫	〃	
	上尾市役所庁舎別館	〃	
	上尾市役所庁舎第三別館	〃	
	あびっと！	A-GEO・タウン（区分所有）	上尾市プラザ22条例
	プラザ館	機能名称（サービス）と同じ	
	プラザ22	ライオンズタワー上尾（区分所有）	
支所・出張所	平方支所	消防署平方分署	上尾市役所支所、出張所設置条例
	原市支所	機能名称（サービス）と同じ	〃
	大石支所	西消防署	〃
	上平支所	上平公民館	〃
	大谷支所	大谷公民館	〃
	尾山台出張所	図書館瓦葺分館	〃
	上尾駅出張所	機能名称（サービス）と同じ	〃
	消費者相談施設	消費生活センター	コミュニティセンター
消防署・分署	消防本部・東消防署	機能名称（サービス）と同じ	上尾市消防本部及び消防署の設置に関する条例
	西消防署	〃	〃
	東消防署原市分署	〃	上尾市消防署組織規程
	東消防署上平分署	〃	〃
	西消防署大谷分署	〃	〃
	西消防署平方分署	〃	〃

図表 4-2 施設の概要（行政施設）

#### 2) 施設の現状・課題・個別基本方針

① 施設 の 現状	<p><b>ア) 庁舎</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本庁舎は、議会棟及び行政棟で構成し、築後 20 年以上経過しています。</li> <li>庁舎別館は、教育センター及び青少年センター、少年愛護センターを設置し、築後 20 年以上経過しています。</li> <li>庁舎第三別館は、築後 30 年以上経過しています。</li> <li>あびっと！は、上尾駅東口の A-GEO・タウン区分所有部で、市の情報発信拠点として活用しています。</li> <li>プラザ 22 は、上尾駅西口ライオンズタワー上尾内の区分所有部に設置しています。</li> <li>プラザ館は、図書館上尾駅前分館及びワークプラザあげお、市民活動支援センター、障害者就労支援センターを設置し、築後 20 年以上経過しています。</li> </ul> <p><b>イ) 支所・出張所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支所・出張所は、市内 7 箇所に配置し、原市支所及び上尾駅出張所の 2 箇所が単独施設、残り 5 箇所が複合または併設施設となっています。</li> <li>単独の 2 施設は、ともに築後 30 年以上経過しています。</li> </ul>
--------------------	--

① 施設 の 現状	<p>ウ) 消費者相談施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活センターは、コミュニティセンターに設置しています。</li> </ul> <p>エ) 消防署・分署</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防署・分署は、市内6箇所に配置し、西消防署及び平方分署の2箇所が複合施設、残り4箇所が単独施設となっています。</li> <li>単独の4施設は築後20年以上と30年以上がそれぞれ2施設、複合の2施設は、ともに築後経過10年未満となっています。</li> </ul>
② 施設 の 課題	<p>ア) 庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎機能の分散は、事務の効率化や経費削減の面ではマイナス要因となります。</li> <li>庁舎は、権限移譲など地方分権の進展が業務量や床面積の増加要因となっています。反対に、クラウド化などの技術革新や社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）活用による証明書等のコンビニ交付などは、業務量や床面積の減少要因となります。</li> <li>庁舎別館は、これまで大規模改修を実施しておらず、空調等設備面の劣化への対応が必要となります。また、一部の借地の取り扱いも課題となっています。</li> <li>あびっと！やプラザ館、プラザ22は、駅前立地を考慮した活用や施設設置等を検討する必要があります。</li> </ul> <p>イ) 支所・出張所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>単独の2施設は、老朽化が進んでおり、大規模改修や更新の検討の必要があります。</li> <li>支所・出張所の配置等については、今後の行政需要を考慮する必要があります。</li> </ul> <p>ウ) 消費者相談施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活センターは、コミュニティセンターの方針に沿って、配置の検討が必要となる場合があります。</li> </ul> <p>エ) 消防署・分署</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防施設は、広域連携による再編の可能性があります。</li> <li>単独の4施設では、老朽化に伴う設備面の補完が必要となっています。</li> </ul>

③ 個別 基本 方針	<p>ア) 庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 本庁舎及び庁舎第三別館は長寿命化を図りつつ、施設の有効活用や他の施設を含めた配置の見直しなどにより行政事務機能の集約化を図ります。また、庁舎別館も含めて、更新時期にあわせて複合化や更なる機能集約化を進め、規模の縮小を図ります。</li> <li>◆ 駅前に立地するあびっと！及びプラザ館、プラザ22は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図りつつ、需要と利便性を考慮した機能を設置するなど最適な活用を図ります。</li> </ul> <p>イ) 支所・出張所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 支所・出張所は、行政需要に配慮しつつ、複合化や多機能化または民間施設の活用などにより適正な配置や維持管理を図ります。</li> </ul> <p>ウ) 消費者相談施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 消費生活センターは、コミュニティセンターの方針に沿って配置の最適化を図ります。</li> </ul> <p>エ) 消防署・分署</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 消防署・分署は、広域行政化による再編を念頭に、重複する業務を一本化するなどの機能の集約化を図ります。</li> <li>◆ 既存6施設は、計画的な修繕・改修により設備補完と長寿命化を進め、更新に当たっては、複合化や多機能化により規模の最適化を図ります。</li> </ul>
---------------------	---

## (2) 文化・社会教育施設

### 1) 類型別施設概要

用途	個別施設		設置根拠等
	機能名称（サービス）	所在名称（建物）	
集 会 場	文化センター	機能名称（サービス）と同じ	上尾市文化センター条例
	イコス上尾	〃	イコス上尾条例
	コミュニティセンター	〃	上尾市コミュニティセンター条例
図 書 館	上尾市図書館本館	機能名称（サービス）と同じ	上尾市図書館設置条例
	図書館上尾駅前分館	プラザ館	上尾市図書館規則
	図書館平方分館	平方東小学校	〃
	図書館瓦葺分館	瓦葺分館	〃
	図書館たちばな分館	西消防署平方分署	〃
	図書館大石分館	西消防署	〃
	上平公民館図書室	上平公民館	〃
	原市公民館図書室	原市公民館	〃
大谷公民館図書室	大谷公民館	〃	
公 民 館 ・ 集 会 所	上尾公民館	文化センター	社会教育法、上尾市公民館条例
	上平公民館	機能名称（サービス）と同じ	〃
	平方公民館	〃	〃
	原市公民館	〃	〃
	大石公民館	〃	〃
	大谷公民館	〃	〃
	原市集会所	〃	上尾市立人権教育集会所条例
	畔吉集会所	〃	〃
倉 庫	原市資料室	機能名称（サービス）と同じ	
	文化財収蔵庫	〃	
展 示 場	市民ギャラリー	アリコベール上尾サロン館2F（賃借）	上尾市ギャラリー条例
	市役所ギャラリー	本庁舎	〃

図表 4-3 施設の概要（文化・社会教育施設）

### 2) 施設の現状・課題・個別基本方針

① 施設の現状	<p><b>ア) 集会場</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文化センターは、上尾公民館と商工会館を設置及び併設し、築後 40 年以上経過しています。</li> <li>イコス上尾は築後 20 年以上経過しています。</li> <li>コミュニティセンターは、消費生活センターを設置し、築後 30 年以上経過しています。</li> </ul> <p><b>イ) 図書館</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>図書館は、本館及び分館、公民館図書室を含めて市内 9 箇所配置しています。</li> <li>本館は、消防団分団車庫を併設しており、築後 30 年以上経過しています。また、分館及び公民館図書室は、全て他の施設との複合施設となっています。</li> </ul> <p><b>ウ) 公民館・集会所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公民館は、市内 6 箇所配置し、平方及び大石両公民館の 2 箇所が単独施設、残り 4 箇所が文化センターや支所、公民館図書館との複合施設となっています。</li> <li>上尾公民館を除く 5 施設は全て築後 20 年以上、原市及び畔吉集会所はともに築後 30 年以上経過しています。</li> </ul>
---------	--

① 施設 の 現状	<p><b>エ) 倉庫、展示場</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資料室及び収蔵庫は、民具や市指定有形民俗文化財、埋蔵文化財の出土品及び上尾市や関係する自治体の文化財関係刊行物を保存しており、ともに築後 20 年以上経過しています。</li> <li>市民ギャラリーは民間施設の借り上げにより、市役所ギャラリーは本庁舎に、それぞれ設置しています。</li> </ul>
② 施設 の 課題	<p><b>ア) 集会場</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文化センターは、建物や空調など設備面の老朽化が進行しており、今後、大規模改修や更新などに多額の経費が発生すると予想されます。</li> <li>集会場 3 施設は、施設の有効利用含め、稼働率の向上が課題となっています。</li> </ul> <p><b>イ) 図書館</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>図書館は老朽化が進行しており、蔵書数及び開架図書数などの機能補完が課題となっています。また、分館及び公民館図書室を含めたサービス全体を考慮した施設配置の検討が必要となります。</li> </ul> <p><b>ウ) 公民館・集会所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公民館・集会所は、全体的に老朽化が進行しています。</li> </ul> <p><b>エ) 倉庫、展示場</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文化財収蔵庫は、2 棟のうち 1 棟について倒壊の危険性を考慮し平成 26 年度に解体していますが、残りの 1 棟も老朽化が進行しており、この対応が課題となっています。</li> <li>市民ギャラリーは、設置する民間施設の老朽化が進行しています。</li> </ul>

③ 個別 基本 方針	<p><b>ア) 集会場</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 集会場 3 施設は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。また、更新に当たっては、複合化や多機能化、統廃合なども考慮して配置の最適化を図ります。</li> </ul> <p><b>イ) 図書館</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 図書館は、図書館サービスの継続を前提に、計画的な修繕・改修・更新を実施します。</li> <li>◆ 図書館の更新に当たっては、図書館分館及び公民館図書室を含め、今後の利用動向や電子図書館サービスへの対応なども考慮して、規模の最適化を図ります。</li> </ul> <p><b>ウ) 公民館・集会所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 公民館・集会所は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図りつつ、地域性や高齢化などによる需要の変化を見据えながら、規模や配置の最適化を図ります。</li> </ul> <p><b>エ) 倉庫、展示場</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 文化財収蔵庫は、他施設の有効活用により移転統合を進めます。</li> <li>◆ ギャラリーは、芸術・文化の発信施設として、規模や配置の最適化を考慮しながら現状の機能を維持します。</li> </ul>
---------------------	--

### (3) スポーツ・レクリエーション施設

#### 1) 類型別施設概要

用途	個別施設		設置根拠等
	機能名称（サービス）	所在名称（建物）	
健康増進施設	健康プラザわくわくランド	機能名称（サービス）と同じ	上尾市健康プラザ条例
	アグリプラザ平塚	〃	上尾市民農園条例
	瓦葺ふれあい広場	機能名称（サービス）と同じ	上尾市瓦葺ふれあい広場条例
体育施設	市民体育館	〃	上尾市市民体育館条例
	平方野球場	〃	上尾市平方野球場条例
	平方スポーツ広場	〃	上尾市平方スポーツ広場条例
	平塚サッカー場	〃	上尾市平塚サッカー場条例

図表 4-4 施設の概要（スポーツ・レクリエーション施設）

#### 2) 施設の現状・課題・個別基本方針

① 施設の 現状	<p>ア) 健康増進施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康プラザわくわくランドは、西貝塚環境センターに隣接し、築後 10 年以上経過しています。</li> <li>アグリプラザ平塚の管理棟は、築後 10 年以上経過しています。</li> <li>瓦葺ふれあい広場の集会室兼体育室及び活動室は、築後経過 10 年未満となっています。</li> </ul> <p>イ) 体育施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民体育館は、築後 30 年以上経過していますが、平成 24 年度に耐震補強及び大規模改修工事を実施しています。</li> <li>その他の体育施設は、公衆便所などが附属しています。</li> </ul>
② 施設の 課題	<p>ア) 健康増進施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康プラザわくわくランドは、西貝塚環境センターの余熱を利用しており、施設の維持管理については同センターの動向を考慮する必要があります。</li> <li>健康増進施設は、利用者数等の影響を受ける施設のため、施設の規模や数について将来人口推移や利用動向など需要を見極める必要があります。</li> </ul> <p>イ) 体育施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>体育施設は、利用者数等の影響を受ける施設のため、施設の規模や数について将来人口推移や利用動向など需要を見極める必要があります。</li> </ul>

③ 個別 基本 方針	<p>ア) 健康増進施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康増進施設は、利用状況など需要の変化を考慮しながら、サービスの維持に必要となる修繕を実施します。</li> <li>健康増進施設の維持管理経費が過大となる場合は、設置目的や必要性を見極め、維持管理方法の見直しを行います。</li> </ul> <p>イ) 体育施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民体育館は、「上尾市防災計画」の防災副拠点として、防災中枢拠点（市役所）のバックアップの役割も担っているため、計画的な修繕・改修による長寿命化及び更新により施設を維持します。</li> <li>その他の体育施設については、利用状況など需要の変化を考慮し、施設ごとに設置目的や必要性を見極め、施設の総量を調整します。</li> </ul>
---------------------	--

## (4) 保健・福祉施設

### 1) 類型別施設概要

用途	個別施設		設置根拠等
	機能名称（サービス）	所在名称（建物）	
福祉拠点施設	総合福祉センター	機能名称（サービス）と同じ	ことぶき荘、ふれあいハウス及びかしの木園の総称を定める要綱
	向山サポートセンター	〃	
	上尾西地域福祉センターほほえみ	〃	
障害福祉施設	障害福祉サービス事業所かしの木園	総合福祉センター	上尾市障害福祉サービス事業所かしの木園条例 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 〃 上尾市障害者就労支援センター設置規則 上尾市身体障害者福祉センター条例
	障害福祉サービス事業所多夢向	機能名称（サービス）と同じ	
	障害福祉サービス事業所ピュアスマイル	〃	
	障害者就労支援センター	プラザ館	
	身体障害者福祉センターふれあいハウス	総合福祉センター	
老人福祉施設	養護老人ホーム恵和園	機能名称（サービス）と同じ	上尾市立養護老人ホーム恵和園条例 上尾市老人福祉センター条例
	老人福祉センターことぶき荘	総合福祉センター	
高齢者支援施設	シルバー人材センター	機能名称（サービス）と同じ	
	ワークプラザかみひら	〃	
保健センター	東保健センター	機能名称（サービス）と同じ	上尾市保健センター条例 〃
	西保健センター	〃	
診療所	平日夜間及び休日急患診療所	東保健センター	上尾市平日夜間及び休日急患診療所条例

図表 4-5 施設の概要（保健・福祉施設）

### 2) 施設の現状・課題・個別基本方針

① 施設の 現状	<p><b>ア) 福祉拠点施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合福祉センターは、要綱上福祉3施設の総称ですが、建物としてはこれら3つの機能を有する複合施設であり、築後20年以上経過しています。</li> <li>向山サポートセンター及び上尾西地域福祉センターほほえみは、それぞれ築後20年以上経過しています。</li> </ul> <p><b>イ) 障害福祉施設、老人福祉施設、高齢者支援施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>かしの木園及びふれあいハウス、ことぶき荘は、総合福祉センターに設置しています。</li> <li>多夢向は築後10年以上経過し、ピュアスマイルは築後経過10年未満となっています。</li> <li>障害者就労支援センターは、プラザ館に設置しています。</li> <li>恵和園は、築後10年以上経過しています。</li> <li>シルバー人材センターは、公益社団法人上尾市シルバー人材センターの事務局として利用され、築後30年以上経過しています。また、ワークプラザかみひらは、同センターの作業所として利用され、築後10年以上経過しています。</li> </ul> <p><b>ウ) 保健センター、診療所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健センターは市の東西2箇所に配置し、東保健センターは複合施設、西保健センターは単独施設となっています。</li> <li>東保健センターは築後経過10年未満（平成25年度開設）、西保健センターは築後30年以上経過しています。</li> <li>平日夜間及び休日急患診療所は、東保健センター開設に伴って、医療センターから機能移転しています。</li> </ul>
----------------	---

<b>② 施設の 課題</b>	<p><b>ア) 福祉拠点施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合福祉センターは、これまで使用休止を伴う大規模改修を実施しておらず、設備面での劣化が進行しています。</li> <li>その他の施設は、建物の整備・維持管理を市が実施しており、運営主体の状況を見据えながら、効率的な維持管理を図る必要があります。</li> </ul> <p><b>イ) 障害福祉施設、老人福祉施設、高齢者支援施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>かしの木園及びふれあいハウス、ことぶき荘は、総合福祉センターの老朽化が進行しています。</li> <li>多夢向及びピュアスマイル、シルバー人材センター、ワークプラザかみひらは、建物の整備・維持管理を市が実施しており、運営主体の状況を見据えながら、効率的な施設管理を図る必要があります。</li> </ul> <p><b>ウ) 保健センター、診療所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東保健センターの新設に伴って、保健センター全体として効率的な施設管理を図る必要があります。</li> <li>西保健センターは老朽化が進行しており、設備面の補完を検討する必要があります。</li> </ul>
-------------------------	--

<b>③ 個別基本 方針</b>	<p><b>ア) 福祉拠点施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 総合福祉センターは、計画的な修繕・改修等により長寿命化を図り、需要に見合った最適な施設利用を行います。</li> <li>◆ その他の拠点施設は、更新に当たって機能の必要性を見極め、民間を含めた他の施設の活用や統廃合、多機能化など維持管理手法を見直します。</li> </ul> <p><b>イ) 障害福祉施設、老人福祉施設、高齢者支援施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 多夢向及びピュアスマイル、シルバー人材センター、及びワークプラザかみひらは、サービスの維持に必要な修繕を実施するとともに、運営方法の精査により効率的な維持管理を図ります。</li> </ul> <p><b>ウ) 保健センター、診療所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 保健センターは、計画的な修繕・改修により長寿命化を図りつつ、少子高齢化や人口推移を踏まえ、需要に応じた規模の最適化を図ります。</li> </ul>
--------------------------	---



## (5) 児童施設

### 1) 類型別施設概要

用途	個別施設		設置根拠等
	機能名称（サービス）	所在名称（建物）	
児童発達支援施設	発達支援相談センター つくし学園	上尾保育所 機能名称（サービス）と同じ	上尾市発達支援相談センター設置規則 上尾市児童発達支援センターつくし学園条例
学童保育所	上尾小学学童保育所 他 20	上尾地区 6、大石地区 2、大谷地区 4、 上平地区 3、原市地区 4、平方地区 2	児童福祉法、上尾市放課後児童クラブ条例、上尾市放課後児童健全育成事業実施要綱、上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
青少年育成施設	青少年センター 少年愛護センター	別館 〃	上尾市青少年センター条例 上尾市少年愛護センター設置条例
児童館	アッピーランド こどもの城	機能名称（サービス）と同じ 〃	上尾市児童館条例 〃

※学童保育所は、設置数及び設置箇所が多数のため、機能名称・所在名称は代表例と地区別箇所数を記載する。

図表 4-6 施設の概要（児童施設）

### 2) 施設の現状・課題・個別基本方針

① 施設の 現状	<p><b>ア) 児童発達支援施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発達支援相談センターは、上尾保育所に設置しています。</li> <li>つくし学園は、発達支援相談センターの通所部門として設置し、築後 30 年以上経過しています。</li> </ul> <p><b>イ) 学童保育所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公設の学童保育所（放課後児童クラブ）は、市内 21 箇所（公営 1、民営 20）に配置し、11 箇所が小学校との複合または併設施設、10 箇所が単独施設となっています。この他、市の委託による民設民営施設が 8 箇所あります。</li> <li>公設の学童保育所は、3 施設が築後 10 年以上、8 施設が築後 20 年以上、2 施設が築後 30 年以上それぞれ経過しており、8 施設が築後経過 10 年未満となっています。</li> </ul> <p><b>ウ) 青少年育成施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>青少年センター及び少年愛護センターは、庁舎別館に設置しています。</li> </ul> <p><b>エ) 児童館</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童館は、市の東西 2 箇所に配置し、アッピーランド（東）が築後 10 年以上経過しており、こどもの城（西）が築後経過 10 年未満となっています。</li> </ul>
② 施設の 課題	<p><b>ア) 児童発達支援施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>つくし学園は、施設の老朽化が進行しており、設備面での見直しが課題となります。また、発達支援相談センターとの連携を踏まえた配置も検討する必要があります。</li> </ul> <p><b>イ) 学童保育所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学童保育所（放課後児童クラブ）は、老朽化が進行している施設の修繕・改修を検討する必要があります。</li> <li>公設の学童保育所 10 施設の多くが借地となっており、この対応が課題となります。</li> </ul> <p><b>ウ) 青少年育成施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>青少年センター及び少年愛護センターは、設置する庁舎別館の老朽化が進行しています。</li> </ul> <p><b>エ) 児童館</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童館は、他の自治体における運営も参考にしながら、敷地も含めたスペースの有効利用を検討する必要があります。</li> </ul>

ア) 児童発達支援施設

- ◆ つくし学園は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。また、施設の更新に当たっては、少子高齢化や人口推移を踏まえ、複合化や多機能化、他の施設の活用なども含めて機能の維持と規模の最適化を図ります。

イ) 学童保育所

- ◆ 公設の学童保育所は、一つの小学校区につき1施設を原則とします。
- ◆ 公設学童保育所を設置する場合は、既存施設の活用を優先的に検討します。

ウ) 青少年育成施設

- ◆ 青少年センター及び少年愛護センターは、機能の維持を前提として、庁舎別館の方針に沿って配置の最適化を図ります。

エ) 児童館

- ◆ 児童館は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図りつつ、多機能化等による施設の有効活用を検討します。

## (6) 保育施設

### 1) 類型別施設概要

用途	個別施設		設置根拠等
	機能名称（サービス）	所在名称（建物）	
保 育 所	上尾保育所 他 15	上尾地区 4、大石地区 5、大谷地区 1、上平地区 2、原市地区 4	児童福祉法、上尾市立保育所設置及び管理条例
子 育 て 支 援 施 設	子育て支援センター	上尾西保育所	上尾市子育て支援センター条例

※保育所は、設置数及び設置箇所が多数のため、機能名称・所在名称は代表例と地区別箇所数を記載する。

図表 4-7 施設の概要（保育施設）

### 2) 施設の現状・課題・個別基本方針

① 施設 の 現 状	<p>ア) 保育所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保育所は、市内 16 箇所配置し、上尾保育所及び上尾西保育所の 2 箇所が複合施設、その他が単独施設となっています。</li> <li>保育所は、2 施設が築後 10 年以上、2 施設が築後 20 年以上、6 施設が築後 30 年以上、6 施設が築後 40 年以上経過しています。なお、築後 40 年以上経過した施設のうち原市及び原市団地保育所の 2 施設については、機能統合が決まっています。</li> </ul> <p>イ) 子育て支援施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援センターは、上尾西保育所に設置しています。</li> </ul>
② 施設 の 課 題	<p>ア) 保育所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保育所は、学校などの教育施設と同様、高度経済成長期の人口増に伴って整備した施設が多く、大規模改修や更新が喫緊の課題となっています。</li> <li>耐震診断により補強工事が必要となった場合、これに合わせた大規模改修や、残存年数を残した更新など、耐震化の状況や耐用年数、保育需要などに応じて、総合的に維持管理の方針を判断する必要があります。</li> <li>保育所は学校のような長期休暇がなく、これまでは使用休止を伴う大規模改修が実施できなかったため、大規模改修や更新に当たっては、一時的な代替施設を用意するなど、保育を継続しながら実施可能となるよう計画する必要があります。</li> </ul> <p>イ) 子育て支援施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援センターは、保育所の方針に沿って、配置の検討が必要となる場合があります。</li> </ul>
③ 個別 基本 方針	<p>ア) 保育所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 現状は保育需要に対する供給が不足し、いわゆる待機児童は解消されていない状況ですが、今後は子ども・子育て支援新制度の事業推進や少子化などの社会動向により需要の減少が予測されるため、公・私立認可保育所の計画的な定員管理を図りつつ、必要な施設の更新や統廃合を図ります。</li> <li>◆ 公立保育所は、地域の状況やニーズを十分考慮しながら配置の最適化を進めます。</li> </ul> <p>イ) 子育て支援施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 子育て支援センターは、上尾西保育所の方針に沿って配置の最適化を図ります。</li> </ul>

## (7) 学校教育施設

### 1) 類型別施設概要

用途	個別施設		設置根拠等
	機能名称（サービス）	所在名称（建物）	
小 学 校	上尾小学校 他 21	上尾地区 5、大石地区 3、大谷地区 4、上平地区 3、原市地区 4、平方地区 3	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令 上尾市立学校設置条例
中 学 校	上尾中学校 他 10	上尾地区 2、大石地区 2、大谷地区 3、上平地区 1、原市地区 2、平方地区 1	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令 上尾市立学校設置条例
幼 稚 園	平方幼稚園	機能名称（サービス）と同じ	上尾市立学校設置条例
給 食 調 理 場	中学校給食共同調理場	機能名称（サービス）と同じ	中学校給食共同調理場条例
そ の 他 教 育 施 設	教育センター	別館	教育センター条例

※小学校及び中学校は、設置数及び設置箇所が多数のため、機能名称・所在名称は代表例と地区別箇所数を記載する。  
※学校敷地内の付属工作物も含まれる。

図表 4-8 施設の概要（学校教育施設）

### 2) 施設の現状・課題・個別基本方針

① 施設 の 現 状	<p><b>ア) 小学校、中学校、幼稚園</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校（小学校・中学校）は、小学校が市内 22 箇所、中学校が市内 11 箇所に配置し、全て避難場所に指定されています。また、高度経済成長期の急激な人口増に伴って集中的に整備されており、一斉に老朽化が進んでいます。</li> <li>学校の耐震補強工事は、平成 27 年度で完了します。また、一部の学校は既に大規模改修工事を実施しています。</li> <li>公立幼稚園は、平方幼稚園 1 施設となっており、築後 50 年以上経過しています。</li> </ul> <p><b>イ) 給食調理場</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中学校給食共同調理場は、築後 20 年以上経過しています。</li> </ul> <p><b>ウ) その他教育施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育センターは、庁舎別館に設置しています。</li> </ul>
② 施設 の 課 題	<p><b>ア) 小学校、中学校、幼稚園</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校は、少子化の進行により余裕教室が生じることが予想されるため、転用可能教室を含め、それらの今後の活用が課題です。</li> <li>児童・生徒数は、市街化区域内では横ばいの状態であり、区画整理や開発等により増えている地域もある一方で、高齢化の進む団地や市街化調整区域内では、減少していく見込みです。このように、地域によって児童・生徒数の格差が生じており、各学校の状況に応じた対応が課題となります。</li> <li>学校及び幼稚園は、老朽化が進行しています。</li> </ul> <p><b>イ) 給食調理場</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中学校給食共同調理場は、建設後に大規模改修を実施していないため、施設の老朽化への対応が必要です。</li> </ul> <p><b>ウ) その他教育施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育センターは、設置している庁舎別館の老朽化が進行しています。</li> </ul>

ア) 小学校、中学校、幼稚園

- ◆ 学校は、余裕教室や転用可能教室を他の用途へ転用するなど、学校用途に限定しない広い視点での有効活用を図ります。
- ◆ 児童・生徒数が減少している学校については、通学区域の見直しや財産処分を経て、他の用途への転用、減築や統廃合も含めて規模の最適化を進めます。また、学校は防災拠点や地域の交流の場になっていることを考慮し、多機能化を図ります。
- ◆ 学校は、長寿命化を図ると同時に非構造部材の耐震化や更新の際の他用途との複合化、防災力強化の検討も図ります。
- ◆ 幼稚園は、需要を見極めながら、機能の維持に必要となる修繕を実施します。

イ) 給食調理場

- ◆ 中学校給食共同調理場は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。

ウ) その他教育施設

- ◆ 教育センターは、機能の維持を前提として、庁舎別館の方針に沿って配置の最適化を図ります。

## (8) 公共交通施設

### 1) 類型別施設概要

用途	個別施設		設置根拠等
	機能名称 (サービス)	所在名称 (建物)	
駅 関 連 施 設	公共交通施設の附属施設	上尾駅：階段・エスカレーター、自由通路 北上尾駅：階段・エスカレーター・エレベーター 自由通路 沼南駅：エレベーター 原市駅：エレベーター	
自 転 車 駐 車 場	原新町自転車駐車場 サイクルポート南	機能名称 (サービス) と同じ "	上尾市自転車駐車場条例

図表 4-9 施設の概要 (公共交通施設)

### 2) 施設の現状・課題・個別基本方針

① 施設 の 現 状	<p>ア) 駅関連施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通施設の附属施設は、上尾駅及び北上尾駅、原市駅、沼南駅周辺におけるバリアフリーや歩行者の回遊性の向上を目的として設置しています。</li> <li>自由通路は、上尾駅及び北上尾駅の東西を結ぶ連絡通路として市が所有管理しており、上尾駅が築後経過 10 年未満、北上尾駅が築後 20 年以上経過しています。</li> <li>エレベーターやエスカレーター等機械設備は、定期的な点検・保全により維持管理しています。</li> </ul> <p>イ) 自転車駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原新町自転車駐車場は、築後 10 年以上経過しています。</li> <li>サイクルポート南は、市が保有し第三セクターが運営する施設で、築後 30 年以上経過しています。</li> </ul>
② 施設 の 課 題	<p>ア) 駅関連施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通施設の附属施設の修繕や更新は、鉄道事業者との調整が必要となります。</li> </ul> <p>イ) 自転車駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自転車駐車場は、効率的な運営方法を検討する必要があります。</li> </ul>
③ 個別 基本 方針	<p>ア) 駅関連施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 公共交通施設の附属施設は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。</li> </ul> <p>イ) 自転車駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自転車駐車場は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図りつつ、更新に当たっては、民間活用などにより、更新や維持管理に係る経費の削減を図ります。</li> </ul>

## (9) その他の施設

### 1) 類型別施設概要

用途	個別施設		設置根拠等
	機能名称（サービス）	所在名称（建物）	
公 営 住 宅	再開発住宅	機能名称（サービス）と同じ	上尾市再開発住宅条例
	コミュニティ住宅	〃	上尾市コミュニティ住宅設置条例
医 療 関 連 施 設	医療センター	機能名称（サービス）と同じ	
市民活動支援施設	市民活動支援センター	プラザ館	上尾市市民活動支援センター条例
防 犯 連 絡 所	上平防犯連絡所	機能名称（サービス）と同じ	上尾市上平防犯連絡所設置規則
ごみ物処理施設	西貝塚環境センター	機能名称（サービス）と同じ	西貝塚環境センター設置規則
斎 場	上尾伊奈斎場つつじ苑	機能名称（サービス）と同じ	上尾市斎場条例
就 労 支 援 施 設	ワークプラザあげお	プラザ館	上尾市ふるさとハローワーク設置要綱
地 域 振 興 施 設	商工会館	文化センター	

図表 4-10 施設の概要（その他の施設）

### 2) 施設の現状・課題・個別基本方針

① 施 設 の 現 状	<p><b>ア) 公営住宅</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公営住宅は、再開発住宅が築後 30 年以上、コミュニティ住宅が築後 20 年以上経過しています。</li> </ul> <p><b>イ) 医療関連施設、防犯連絡所、地域振興施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療センターは、築後 20 年以上経過しています。現在、上尾市医師会及び北足立歯科医師会上尾支部、上尾伊奈地域薬剤師会の 3 師会の会議や研修会場として利用されているほか、社会福祉法人上尾福祉会が利用しています。</li> <li>上平防犯連絡所は、譲渡を受けた旧上平交番に設置した施設で、譲渡取得後 20 年以上経過しています。</li> <li>商工会館は、上尾文化センターに併設しており、築後 30 年以上経過しています。現在、上尾商工会議所の事務所として利用されています。</li> </ul> <p><b>ウ) 市民活動支援施設、就労支援施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民活動支援センター及びワークプラザあげおは、プラザ館に設置しています。</li> </ul> <p><b>エ) ごみ処理施設、斎場</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>西貝塚環境センターは、築後 10 年以上経過しています。</li> <li>上尾伊奈斎場つつじ苑は、築後 10 年以上経過しています。</li> </ul>
② 施 設 の 課 題	<p><b>ア) 公営住宅</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再開発住宅及びコミュニティ住宅は、設置目的の趣旨から利活用が図りにくい施設となっています。</li> </ul> <p><b>イ) 医療関連施設、防犯連絡所、地域振興施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療センターは、平日夜間及び休日急患診療所の東保健センターへの機能移転に伴って、市設置の機能は存在しないため、利用者の動向も見据えながら効率的な維持管理や利活用を検討する必要があります。</li> <li>上平防犯連絡所は老朽化が進行しており、施設の継続を判断する必要があります。</li> <li>商工会館は、建物の整備や維持管理を市が実施しており、併設する文化センターの維持管理方針に沿って効率的な施設管理を検討する必要があります。</li> </ul> <p><b>ウ) 市民活動支援施設、就労支援施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民活動支援センター及びワークプラザあげおは、プラザ館の維持管理方針に沿って配置の最適化を検討する必要があります。</li> </ul>

② 施設の課題

エ) ごみ処理施設、斎場

- ごみ処理施設の更新は、投資額が多額となり財政面はもとより他の施設の更新等にも大きく影響するため、P F I の導入や長寿命化による経費の削減及び平準化を考慮する必要があります。また、施設の特性上、立地や地域住民への対応にも配慮する必要があるため、長期的な視点で更新計画を策定する必要があります。
- ごみ処理施設の大規模改修や更新は、関連する余熱利用施設等の運営にも影響があるため、同時に検討する必要があります。
- 斎場は、特に火葬炉設備（耐用年数 16 年）の維持管理及び更新に経費を要します。上尾伊奈斎場つつじ苑は、築後 10 年以上経過しているため、こうした投資に留意して、経費削減等を図る必要があります。

③ 個別基本方針

ア) 公営住宅

- ◆ 再開発住宅及びコミュニティ住宅は、設置目的を考慮し、機能維持を目的とした修繕を実施し、更新は行わないものとします。また、需要を見据えながら、施設の利活用も図ります。

イ) 医療関連施設、防犯連絡所、地域振興施設

- ◆ 医療センターは、機能維持を目的とした修繕を実施し、施設の災害時機能の拡充による災害時の医療救護の拠点など活用方法を検討します。
- ◆ 上平防犯連絡所は、複合化や多機能化を踏まえた更新計画を策定、実施します。
- ◆ 商工会館は、機能維持を目的とした修繕を実施し、大規模改修や更新については、施設の実情などによって判断します。

ウ) 市民活動支援施設、就労支援施設

- ◆ 市民活動支援センター及びワークプラザあげおは、プラザ館の方針に沿って配置の最適化を図ります。

エ) ごみ処理施設、斎場

- ◆ ごみ処理施設は、計画的な修繕・改修による長寿命化や P F I 導入など様々な手法を検討し、経費削減と平準化に最も効果のある更新計画を策定、実施します。
- ◆ 上尾伊奈斎場つつじ苑は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。



### 3. 都市基盤施設

#### (1) 道路・橋りょう

##### 1) 類型別施設概要

用途	個別施設	
	施設内容	設置または整備状況等
道 路	1 級路線 62路線	55.2km } 計4,817路線 753.6km 41.2km } 舗装延長 649.3km 695.0km } (舗装率86.2%)
	2 級路線 59路線	
	その他路線 4,748路線	
橋 り ょ う	15m未満 43橋	農協橋 他 42 } 計65橋 鴨川橋 他 16 } 戸崎橋 他 2 } 西野橋 } 宏栄橋 }
	15m以上30m未満 17橋	
	30m以上50m未満 2橋	
	50m以上100m未満 1橋	
	100m以上 1橋	
道 路 附 属 物	歩道橋 1橋	富士見小前 1
	ペデストリアンデッキ 3橋	上尾駅東口 2 上尾駅西口 1
	ポンプ 3箇所	小敷谷吉田 1 他 2

図表 4-11 施設の概要（道路・橋りょう）

##### 2) 施設の現状・課題・個別基本方針

① 施設の現状	<p><b>ア) 道路</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路は、老朽化の進行に伴って、補修工事箇所数が年々増加しています。</li> <li>道路の維持管理は、職員の巡回・点検または住民要望により修繕箇所を選定し、補修工事を実施しています。また、道路の構造について、現状の交通量に見合わない判断した場合は、組成を含めた更新を行っています。</li> <li>災害発生時に備え市内業者と防災協定を締結し、大雨・降雪・地震等の災害による被害が生じた場合には、応急復旧、緊急対応、巡視点検等を行っています。また、災害時の危険予想箇所をあらかじめ把握し、災害発生には速やかに道路状況の調査を実施しています。</li> <li>地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、5路線（上尾平方線・西宮下中妻線・小敷谷吉田通線・上尾池袋線・富士見ヶ丘中妻線）を市の緊急輸送道路として指定しています。</li> </ul> <p><b>イ) 橋りょう</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>橋りょうは、架設後 30年以上が 19橋、20年以上 30年未満が 28橋、20年未満が 7橋、架設年度不明が 11橋となっています。</li> <li>維持管理は、職員が年 2回の点検を実施し、不具合が生じた箇所の修繕を行っています。</li> <li>「橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、施設の長寿命化（60年から 100年に延命）を図るとともに、重要度が高い橋りょうから耐震化を進めています。</li> </ul> <p><b>ウ) 道路附属物</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市が管理する歩道橋は市内 1箇所設置しており、架設後約 30年以上経過しています。</li> <li>ペデストリアンデッキは上尾駅周辺に 3箇所設置しており、架設後 30年以上、20年以上 30年未満、10年未満がそれぞれ 1橋ずつとなっています。</li> <li>ポンプは、アンダーパスまたは地下道の排水のため、市内 3箇所に設置しており、定期的な保守点検やオーバーホール、交換を行っています。</li> </ul>
---------	--

② 施設の課題

ア) 道路

- 現状では、道路の舗装の組成について十分な把握がなされておらず、また、路盤の構造に係らず表層のみ打換える修繕方法となっており、必ずしも需要や構造など路線の特性に応じた保全となっていません。
- 整備延長の増加等に伴って、修繕が必要な箇所も増えており、施設の維持管理だけでも莫大なコストが見込まれます。

イ) 橋りょう

- 橋りょうの老朽化については、現時点で問題は顕在化していませんが、今後、大量に更新時期が集中するため、長寿命化など将来コスト削減への取り組みが必要となります。

ウ) 道路附属物

- 歩道橋及びペDESTリアンデッキは、橋りょうと同様の課題があります。

③ 個別基本方針

ア) 道路

- ◆ 適切な管理手法と維持コストの適正化を図るため、定期的な調査や点検を実施し、現状の把握を行います。また、修繕を行う管理基準を定め、修繕方法を精査し維持管理計画を策定します。
- ◆ 長期未整備都市計画道路について、概ね5年に1度、総合的な見地からルート変更や廃止等を含めた見直しを行います。また、公共交通を包含する総合交通体系についても検討を進め、公共交通網の再構築を図ります。
- ◆ 未利用地については、売却を検討します。

イ) 橋りょう

- ◆ 「橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき長寿命化を実施します。

ウ) 道路附属物

- ◆ 歩道橋及びペDESTリアンデッキは、計画的な修繕・改修により長寿命化を図りつつ、更新に当たっては、需要を考慮しながら実施を判断します。

## (2) 公園

### 1) 類型別施設概要

用途	個別施設	
	施設内容	設置または整備状況等
公園	都市公園 123箇所	50.9ha
	その他公園 37箇所	5.5ha
公園施設	公園管理事務所	丸山公園 1、平塚公園 1
	市民球場	上平公園 1
	テニスコート	上平公園 1(12面)、平塚公園 1(3面)
	クラブハウス	上平公園 1
	レストハウス	丸山公園 1
	自然学習館(天体観測棟含む)	丸山公園 1
	バーベキュー場	丸山公園 1
	丸山公園小動物コーナー	丸山公園 1
公園内公衆便所	丸山公園 他26公園	

図表 4-12 施設の概要(公園)

### 2) 施設の現状・課題・個別基本方針

① 施設の現状	ア) 公園																								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園 123 箇所は、設置から 30 年以上が約 46%、20 年以上 30 年未満が約 26%、20 年未満が約 29%となっています。</li> <li>公園の維持管理については、利用者や指定管理者からの通報を基に実施し、簡易な遊具等の消耗品の交換などを指定管理者が実施しています。また、公園管理協定に基づき事務区等の参加(47 団体、64 公園が対象)により、園内清掃等をご協力いただいています。</li> <li>公園は、災害時の延焼防止や避難地、救援活動の拠点としての役割を有しており、広域避難場所として 5 公園(上尾丸山公園・上平公園・平塚公園・浅間台大公園・鴨川中央公園)、一時避難所として 31 公園を指定しています。</li> </ul>																								
	イ) 公園施設																								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>主な公園施設の利用者数は以下のとおりとなっています。少子高齢化に伴い、グランドゴルフ等の利用や休憩施設の設置要望が増えると予測されます。</li> </ul>																								
	(単位:人)																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小動物コーナー</td> <td>62,673</td> <td>64,427</td> <td>88,160</td> </tr> <tr> <td>バーベキュー場</td> <td>9,460</td> <td>9,233</td> <td>8,757</td> </tr> <tr> <td>市民球場(上平公園)※</td> <td>212,905</td> <td>175,866</td> <td>180,287</td> </tr> <tr> <td>上平公園テニスコート</td> <td>86,062</td> <td>73,310</td> <td>81,075</td> </tr> <tr> <td>平塚公園テニスコート</td> <td>10,239</td> <td>6,797</td> <td>7,170</td> </tr> </tbody> </table>		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	小動物コーナー	62,673	64,427	88,160	バーベキュー場	9,460	9,233	8,757	市民球場(上平公園)※	212,905	175,866	180,287	上平公園テニスコート	86,062	73,310	81,075	平塚公園テニスコート	10,239	6,797	7,170
		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度																					
	小動物コーナー	62,673	64,427	88,160																					
	バーベキュー場	9,460	9,233	8,757																					
	市民球場(上平公園)※	212,905	175,866	180,287																					
上平公園テニスコート	86,062	73,310	81,075																						
平塚公園テニスコート	10,239	6,797	7,170																						
※観覧者含む																									

②  
施設  
の  
課題

ア) 公園

- 公園の設置数は年々増加しているため、管理運営に係る経費が増加傾向にあります。

イ) 公園施設

- 公園施設は、公共建築物と同様の維持管理と経費を見込む必要があります。
- 公園施設は、利用者数や利用頻度に偏りがあります。
- 遊具、植栽、園路等は、経年劣化の他に人為的な破損等の被害を受け易い傾向にあります。これらの維持管理については、事後保全的な対応しかなされていない状態です。

③  
個別  
基本  
方針

ア) 公園

- ◆ 公園は、運営方法の効率化を図るなど経費の削減に取り組みます。

イ) 公園施設

- ◆ 更新時期を迎え、利用状況等により不要と判断される公園施設については、更新せず除却したうえで、計画的な維持管理を実施します。
- ◆ 有料施設の使用料金の見直しを図るほか、料金収入が見込まれる施設については、有料化について検討します。

### (3) 河川

#### 1) 類型別施設概要

用途	個別施設	
	施設内容	設置または整備状況等
河川	準用河川 3本	6.8km (整備率56.0%)
	普通河川 1,895本	256.8km
河川管理施設	ポンプ施設 6箇所	東町ポンプ場 他 5
	調整池 19箇所	上平ぼうの下調整池 他 18
	樋門 1箇所	八塚樋管
	親水施設 4箇所	富士見親水公園 他 3

図表 4-13 施設の概要 (河川)

#### 2) 施設の現状・課題・個別基本方針

① 施設の 現状	<p>ア) 河川</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 初期に整備した普通河川及び準用河川の一部区間は、整備後 30 年以上経過しています。</li> <li>• 河川等の維持管理については、市の担当者が巡回・点検を行い、草刈や堆積土の浚渫（川底の堆積土砂等を取り去る）工事等を実施しており、一部区域については市内業者と防災協定を締結し、大雨や台風等の災害が発生した場合には、異常箇所の緊急対応を行っています。</li> <li>• 防災面については、「上尾市地域防災計画」において、河川改修事業の推進に努めるとともに、河川と人の共存を図るべく、環境面からの整備、保全（空間、水質両面）について新たな展開を含めた総合的な水害対策に必要な施策を定めています。</li> </ul> <p>イ) 河川管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• ポンプ施設は、設置後 20 年未満が 6 箇所（うち 1 箇所建屋あり）となっています。また、ポンプ施設の維持管理は、通常点検及びオーバーホールを実施しています。</li> <li>• 調整池は、整備後 30 年以上が 11 箇所、整備後 20 年以上 30 年未満が 4 箇所、整備後 20 年未満が 4 箇所となっています。</li> <li>• 樋門は、整備後 20 年未満が 1 箇所となっています。</li> </ul>
② 施設の 課題	<p>ア) 河川</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 河川の整備・改修により、内水被害は減少傾向にありますが、準用河川の浸水面積解消率はここ数年 50%弱で推移しており、解消には至っていません。</li> <li>• 区画整理や民間開発による宅地の増大に伴って、雨水流出量の増加が見込まれます。特に区画整理区域の下流の準用河川については、計画的な整備が必要となります。</li> <li>• 河川整備に加えて、調整池の設置や雨水貯留施設等の雨水の流出を抑制する施設の普及など総合的な治水対策が必要となります。</li> </ul> <p>イ) 河川管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 河川管理施設は、長寿命化計画が未策定です。</li> </ul>

ア) 河川

- ◆ 護岸は、構造特性を踏まえ事後保全型の管理を行います。
- ◆ 不要な水路については、廃止と売却を検討します。

イ) 河川管理施設

- ◆ ポンプ施設等は予防保全型、その他河川管理施設は構造特性を踏まえ事後保全型の管理を行います。
- ◆ 水辺空間の利用について、民間活用の可能性を検討します。

## (4) 上水道

### 1) 類型別施設概要

用途	個別施設	
	施設内容	設置または整備状況等
庁舎	上下水道部庁舎 1棟 水質試験室棟 1棟	
水道施設	配水管 配水場 1箇所 ポンプ場 1箇所 浄水場 3箇所	781.0km 中央 1 原市 1 西部 1、北部 1、東部 1

図表 4-14 施設の概要（上水道）

### 2) 施設の現状・課題・個別基本方針

① 施設の 現状	<p>ア) 庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上下水道部庁舎は築後 30 年以上、水質試験室は築後 20 年以上経過しています。</li> </ul> <p>イ) 水道施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配水管は、布設後 30 年以上が 23%、20 年以上 30 年未満が 28%、20 年未満が 49%となっています。</li> <li>配水管の維持管理については、管内洗浄により品質の維持を図るとともに、経過年数を考慮した布設替えを実施しています。</li> <li>給水人口及び給水戸数並びに普及率は以下のとおりとなります。また、人口推計の傾向から、年間給水量は平成 46 年から 1.2%減少すると見込まれています。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水人口 (人)</td> <td>226,424</td> <td>226,434</td> <td>226,885</td> </tr> <tr> <td>給水戸数 (戸)</td> <td>88,695</td> <td>89,625</td> <td>90,582</td> </tr> <tr> <td>普及率 (%)</td> <td>99.7</td> <td>99.7</td> <td>99.7</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震による水道施設の被害を最小限に抑制するため施設の耐震性を強化しており、耐震管比率は平成 24 年度実績で 21.8%となっています。また、市民の給水を確保するため、市内 9 箇所（水道施設 5 箇所、耐震性貯水槽 4 箇所）の給水拠点を定め、広域避難場所及び避難所へ応急給水を行います。</li> <li>浄水場、配水場及びポンプ場は全て 30 年以上経過しており、電気・機械設備は 10 年から 40 年経過しています。</li> <li>浄水場等の電気・機械設備は、点検、整備を実施し、必要に応じて整備や修繕を行っています。また、浄水場（北部、東部）、配水場（中央）の一部施設においては耐震診断を実施済みです。</li> </ul>		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	給水人口 (人)	226,424	226,434	226,885	給水戸数 (戸)	88,695	89,625	90,582	普及率 (%)	99.7	99.7	99.7
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度														
給水人口 (人)	226,424	226,434	226,885														
給水戸数 (戸)	88,695	89,625	90,582														
普及率 (%)	99.7	99.7	99.7														
② 施設の 課題	<p>ア) 庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上下水道部庁舎は、老朽化が進行しており、計画的な修繕・改修が必要となります。</li> </ul> <p>イ) 水道施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水需要は人口の減少に伴って、平成 72 年では現在より 4 割減少すると予想されています。</li> <li>老朽化が進行して法定耐用年数を超過している管路は布設替えしていますが、一部管路では未実施となっています。</li> <li>浄水場やポンプ場等の施設は老朽化が進行しています。</li> </ul>																

ア) 庁舎

- ◆ 上下水道部庁舎は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図りつつ、更新については適切に判断します。

イ) 水道施設

- ◆ 水道施設では、施設マネジメントの観点から既に法定耐用年数と異なる目標耐用年数（更新基準）を設定しており、これに基づき更新時期を検討するなど経費の平準化を行い、安定した運営を行います。
- ◆ 老朽管の更新に伴い、管路の耐震化を実施します。今後も重要度を考慮しながら積極的に布設替えを推進します。
- ◆ 更新が必要と判断される施設や設備については、計画的な更新を実施します。また、施設の適正な規模を検討し、更新費用の縮減を図ります。



## (5) 下水道

### 1) 類型別施設概要

用途	個別施設	
	施設内容	設置または整備状況等
管路施設	污水管渠	584.0km（整備率：47.1%） ※整備率=1,884.6ha/4,002.5ha
	雨水管渠	48.8km（整備率：30.5%） ※整備率=1,219.2ha/4,002.5ha
	合流管渠	38.1km
ポンプ施設	ポンプ場 6箇所 マンホールポンプ 7箇所	尾山台ポンプ場 他 5
都市下水道	都市下水道 9本	20.6km（暗渠部：7.7km）

図表 4-15 施設の概要（下水道）

### 2) 施設の現状・課題・個別基本方針

① 施設 の 現 状	<p><b>ア) 管路施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>污水管渠及び雨水管渠、合流管渠を合わせた管路は、敷設後 30 年以上が約 37%（246.4km）、20 年以上 30 年未満が約 23%（155.8km）、20 年未満が約 40%（268.6km）となっています。</li> <li>管路の維持管理は、土砂等が堆積しやすい管路や、油脂等が付着しやすい管路の定期的な点検・清掃を実施しているほか、住民や道路管理者からの情報による異常箇所の点検・清掃を適時実施し、状況に応じた補修工事を行っています。</li> <li>下水道普及率及び水洗化率は、以下のとおりとなります。また、公共下水道整備は平成 37 年度末までに市街化区域内の整備を概ね完了させる予定であり、平成 37 年度末の下水道普及率の予測値は、下水道普及率 90.0%としています。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下水道普及率 (%)</td> <td>75.0</td> <td>76.2</td> <td>77.1</td> </tr> <tr> <td>水洗化率 (%)</td> <td>95.8</td> <td>96.1</td> <td>96.0</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震化率は、平成 24 年度末で 31.6%（211.9km/670.9km）となっています。</li> <li>下水道施設の防災施設としての活用を考慮し、マンホールトイレシステムを平成 24 年度末で 10 箇所の避難所に設置しています。今後も公共下水道整備区域内 35 箇所の避難所に順次設置していく予定です。</li> </ul>		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	下水道普及率 (%)	75.0	76.2	77.1	水洗化率 (%)	95.8	96.1	96.0
		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度									
下水道普及率 (%)	75.0	76.2	77.1										
水洗化率 (%)	95.8	96.1	96.0										
<p><b>イ) ポンプ施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ポンプ場は、市内 6 箇所に設置しています。</li> <li>ポンプ場の建物は、整備後 30 年以上が 2 箇所、整備後 20 年以上 30 年未満が 2 箇所、整備後 20 年未満が 2 箇所となっています。また、機械及び電気設備は、整備後 20 年以上 30 年未満が 1 箇所、整備後 20 年未満が 5 箇所となっています。</li> <li>ポンプ施設の維持管理については、通常点検及びオーバーホールを行っています。機械・電気設備については概ね 25 年、マンホールポンプについては概ね 10 年経過で更新しています。</li> </ul> <p><b>ウ) 都市下水道</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市下水道は、整備後 30 年以上が約 14%、整備後 20 年以上 30 年未満が約 44%、整備後 20 年未満が約 42%となっています。</li> </ul>													

② 施設の課題

ア) 管路施設

- 最も古い管渠の敷設年は昭和 40 年であり、経過年数は間もなく管渠の耐用年数となる 50 年を迎えます。施設の老朽化に伴う劣化損傷を起因とする排水機能の停止や道路陥没など、市民生活への支障を未然に防ぐ必要があります。
- 耐震化されていない管路施設は、計画的に耐震化を進める必要があります。
- ほぼ市域全体をカバーする現在の公共下水道全体計画区域については、施設の総量が膨大となり、今後予想される人口減少や厳しい財政状況等を踏まえると適切な区域の見直しが必要となります。

イ) ポンプ施設

- 6 箇所のポンプ場は、順次、更新の時期を迎え、その費用も多額となることから計画的な改修・更新が必要となります。

ウ) 都市下水路

- 都市下水路は、特に暗渠部（地下に埋設、あるいは蓋をした水路）について、上部が道路等となっており暗渠の劣化損傷を起因とする重大な支障を未然に防ぐため、長寿命化計画の策定が必要となります。

③ 個別基本方針

ア) 管路施設

- ◆ 管路は、上尾市公共下水道長寿命化計画に基づき、健全度の低下した路線のみを改築する「予防保全型施設管理」の導入により、改修・更新を行っていきます。
- ◆ 公共下水道区域と合併浄化槽の合理的な区域設定により「公共下水道全体計画区域」を縮小する見直しを行い、事業費及び施設ストックの増加を抑制し、効率的な整備を進めます。
- ◆ 今後は既存施設の耐震性の強化を図るとともに、新設する施設については、耐震性を十分に考慮した整備を推進します。

イ) ポンプ施設

- ◆ ポンプ場は、今後、長寿命化計画を策定し、計画的な改修・更新を行います。また、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震化工事を行います。
- ◆ ポンプ場は、人口や汚水排水量の減少を踏まえた能力・規模の見直し及び統廃合等について検討します。

ウ) 都市下水路

- ◆ 都市下水路の暗渠は、既存施設の長寿命化を図ります。